

広島県の住宅政策等について

県営住宅の整備事例 (子育て支援住宅等)

県営坂地区住宅整備事業(平成16～22年度)

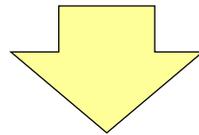
- PFI事業により保育園を併設した県営住宅を整備(坂町との共同事業)



県営坂地区住宅整備事業(平成16～22年度)

□ PFI手法導入の経緯

- ①H14年度 県と坂町で子供と子育てに優しい環境を備えた住宅(子育て支援住宅)を整備することを決定
(県営住宅170戸, 町営住宅50戸, 保育所 定員70人)
- ②H15年度 PFI事業手法の導入可能性を検討



【検討結果】

公営住宅等と保育所の一体的整備を民間に委ねることにより、民間ノウハウを活用することによって、子育て支援住宅の機能向上に資する事業提案を期待。

県営坂地区住宅整備事業(平成16～22年度)

□ 全体の事業概要

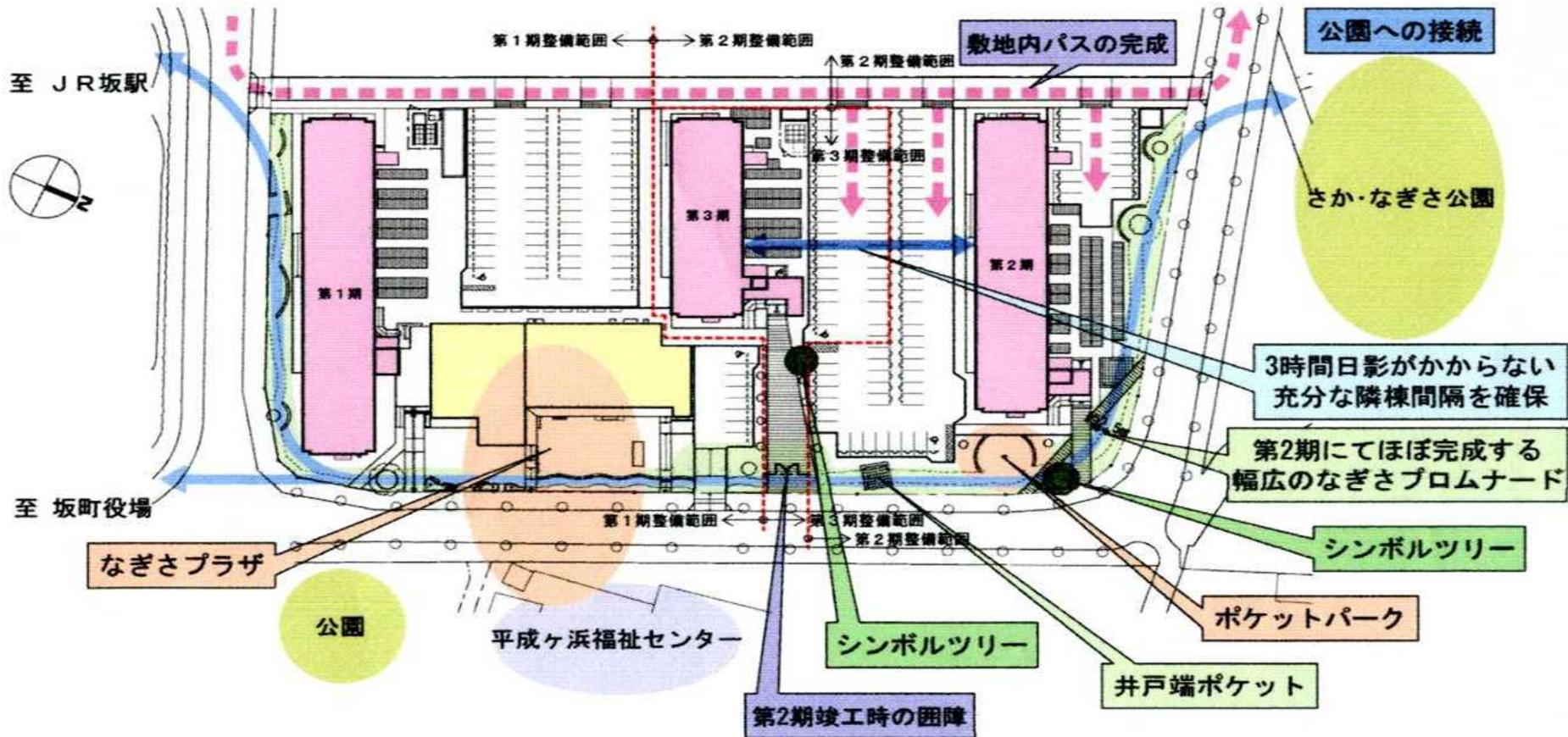
事業主体	県	町	
施設内容	県営住宅 170戸	特公賃 50戸	保育所(定員70人) (多機能保育) (民設民営)※1
	地域開放型集会所		
誘導策	子育て世帯の優先入居 (就学前児童)※2	子育て世帯の優先入居※2	子育てサロンの開催
	ボランティア等による自主的な自治会活動の支援		
効果等	駅前の立地を活かした多機能保育, 子育てサロンや地域開放型集会所等の活動を通じて地域との交流が広がり ○ 子供と子育てにやさしい環境が整備された住宅団地となる。 ○ 高齢者にとっても, 子供との交流により生き甲斐が生まれる。		

※1 保育所は, 町が本事業において施設整備(PFI事業者から買取り)を行い, PFI事業者の構成員である社会福祉法人が直接運営。

※2 県営住宅の一部(50戸)と町営住宅(特公賃)(50戸)に, 子育て世帯向け期限付き入居制度を導入。

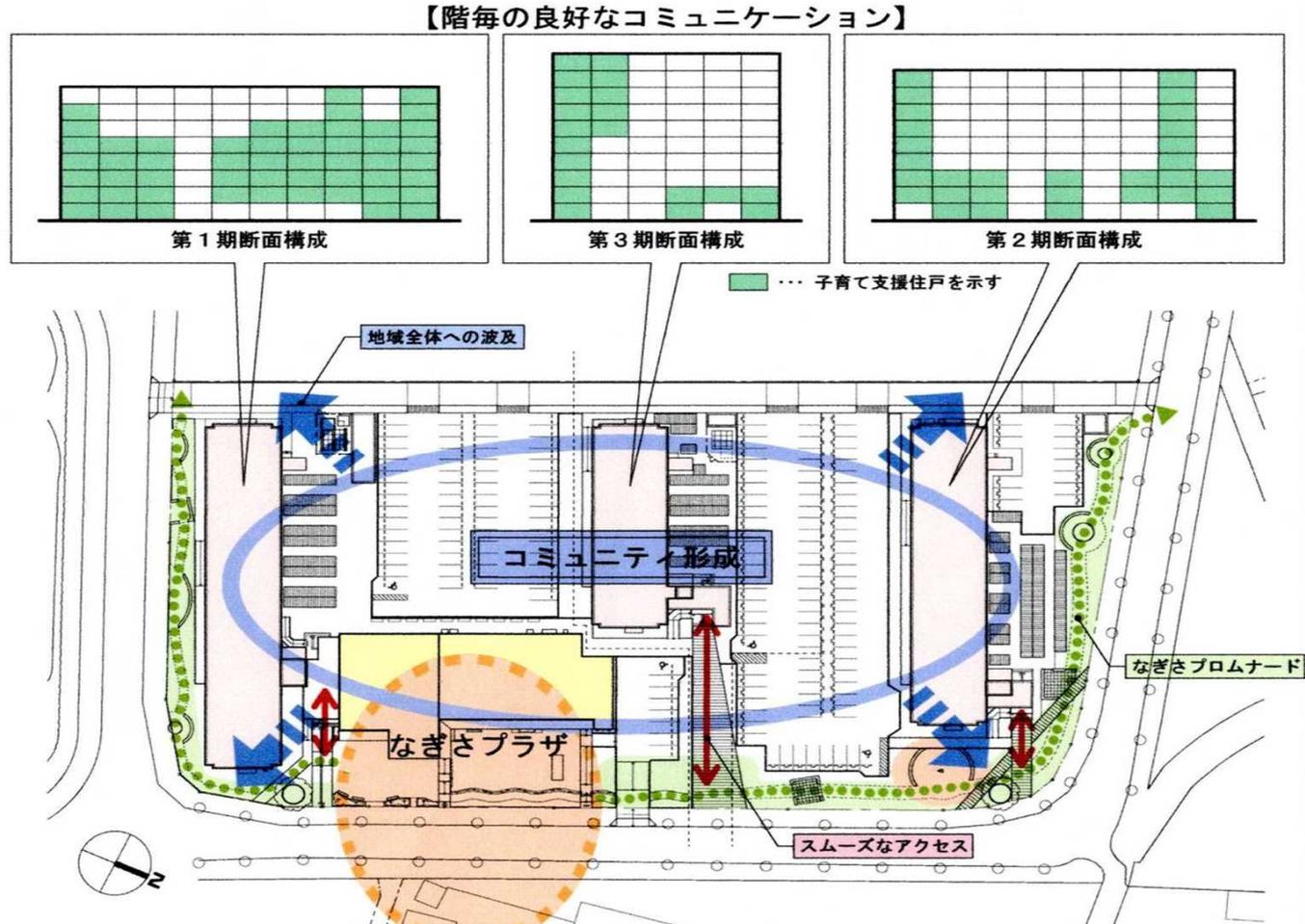
県営坂地区住宅整備事業(平成16~22年度)

□ 全体配置計画



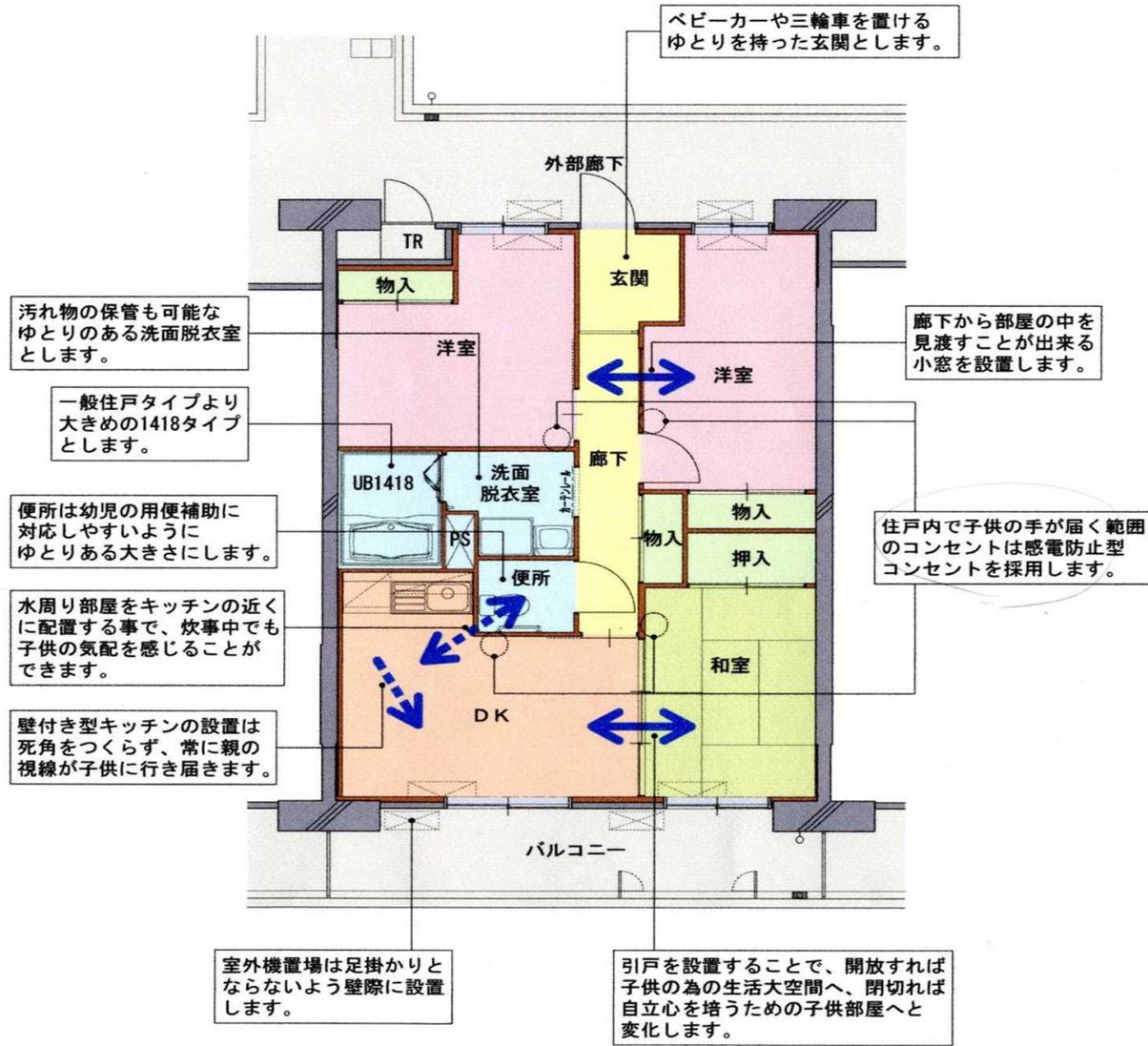
県営坂地区住宅整備事業(平成16~22年度)

□ 団地内コミュニティの形成



県営坂地区住宅整備事業(平成16~22年度)

子育て支援住宅の住戸計画



県営坂地区住宅整備事業(平成16～22年度)

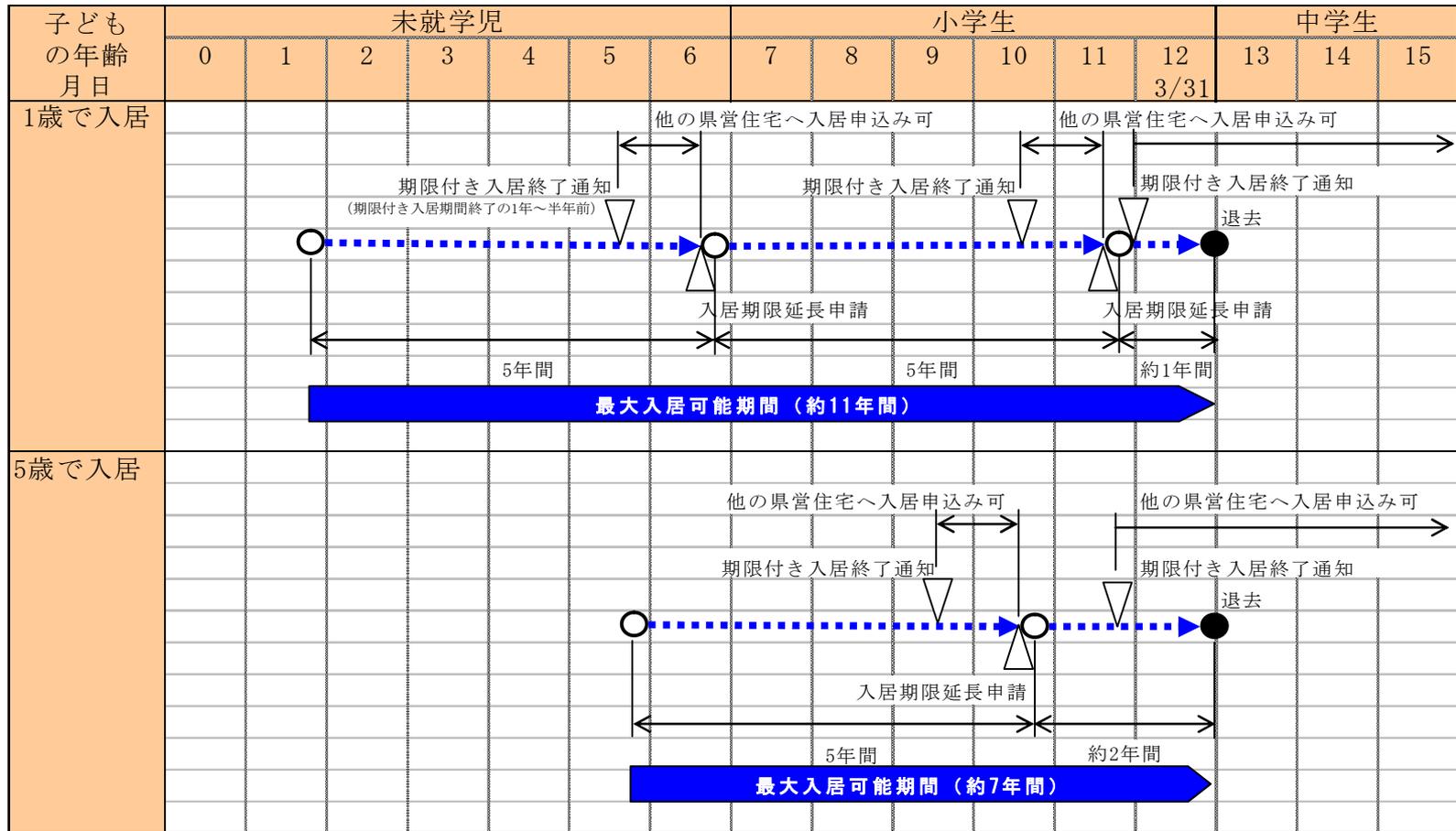
□ 子育て支援住宅の期限付き入居制度

対象世帯	同居親族に未就学児※1がいる世帯	
入居期間	当初5年間 (その後は希望により小学校卒業*までを期限として入居制限の延長を可とする。) * 町営は小学校3年生まで	
対象住宅・戸数	(1期分) 平成ヶ浜住宅	50戸
	(2期分) 第二平成ヶ浜住宅	30戸
	(3期分) 第三平成ヶ浜住宅	20戸

※1 併設している保育所を少なくとも1年以上利用できるよう、5歳に達して最初の3月末までにある未就学児

県営坂地区住宅整備事業(平成16~22年度)

子育て支援住宅の期限付き入居制度



県営坂地区住宅整備事業(平成16~22年度)

□ 子育て支援住宅の期限付き入居制度

広島県県営住宅設置、整備及び管理条例(平成九年十月八日条例第十三号)

(期限付き入居)

第九条の二 知事は、公営住宅でその周辺地域における保育所、幼保連携型認定こども園並びに幼稚園、小学校及びこれらに準ずる学校の立地状況等を勘案して子育てに適すると認めるもの(以下「子育てに適する公営住宅」という。)に入居することができる期間(以下「有効期間」という。)について、五年に限ることができる。

2 前項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅に入居することができる者は、第六条第一項各号の条件を具備するほか、前条第一項の規定による入居の申込みをする際に五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある親族と同居し、又は同居しようとする者でなければならない。

3 知事は、第一項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅に係る前条第一項の規定による入居の申込みをした者(以下「入居申込者」という。)を当該公営住宅の入居者として決定しようとするときは、当該入居申込者に対し、有効期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を説明しなければならない。

県営坂地区住宅整備事業(平成16~22年度)

□ 子育て支援住宅の期限付き入居制度

広島県県営住宅設置、整備及び管理条例(平成九年十月八日条例第十三号)

- 4 前項の説明を受けた入居申込者は、当該説明を受けた旨を証する書面を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第一項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅の入居者に対し、有効期間の満了する日の一年前から六月前までに、有効期間の満了する日を通知しなければならない。
- 6 知事は、有効期間の満了時において、第一項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅の入居者に住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定めるものがあると認めるときは、その事情が存続する間、五年を超えない範囲内において規則で定める期間、有効期間を延長することができる。
- 7 前項の延長を受けようとする者は、規則で定めるところにより、有効期間の満了する日の三十日前までに、延長の申請をしなければならない。
- 8 第三項及び第四項の規定は、第六項の規定により有効期間を延長する場合に準用する。

ご清聴ありがとうございました。